

島根県告示第680号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

雲南市

2 事業の種類

道の駅さくらの里きすき活性化整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市加茂町南加茂地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県雲南市加茂町南加茂地内における9,171平方メートルの土地を起業地とする「道の駅さくらの里きすき活性化整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、雲南市が道の駅さくらの里きすきの駐車場整備と隣接地に防災機能を有する公園と駐車場を整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である雲南市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

雲南市内、国道54号沿いにある「道の駅さくらの里きすき」は、天井川の氾濫により古くから洪水の被害にあってきた雲南市木次町と雲南市加茂町の境の高台にあり、市の指定避難所として活用するとともに雲南市地域防災計画において車中避難や応急仮設住宅用地として活用することなど、防災上重要な拠点として位置付けられている。また、国の取組によって道の駅は貯水槽や非常用発電機などが整備され、避難場所としての機能向上が図られてきた。

一方、令和3年3月に創設された「防災拠点自動車駐車場」は、国が広域的な災害応急対策が必要になったとき、一般の駐車場の利用を禁止・制限ができるようになる制度であり、道の駅さくらの里きすきは、この指定を令和4年3月に受けた。この制度により、災害時は道の駅の駐車場全域が利用制限の対象となることから、市として新たな避難場所を確保する必要性が生じた。更に通常時においても普通車の駐車マスが53台しかいないため、ランチタイムはほとんど満車になり、駐車場不足が常態化している。そのため、駐車待ちの車が駐車場の中をグルグルと回ることや、不適切な位置に駐車されるなど安全性の課題が生じており、道の駅のポテンシャルが十分に発揮できていない状況である。

また、近年では、熊本地震など大規模災害において車中避難が増えており、道の駅は貯水槽などのインフラが充実している上に災害情報が得られる場所であるため車中避難の適地となっているが、現状において道の駅さくらの里きすきでは、その避難に対応できない状況である。

本事業が完成すれば、駐車マスも増加することで平時における一般の避難車両の受入れが可能となることや、災害時の車中避難場所の確保ができること、併せて芝生広場を整備することによって道の駅の集客の相乗効果が期待できるとともに、地域振興や子育て支援に貢献し、駐車場とともに長期にわたって有効に利用されることが明白であることから、市全体の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本事業の施行にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本事業に係る土地において、埋蔵文化財及び史跡名勝天然記念物は存在しないことを確認しているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、起業地の周辺にはニホンイタチ（準絶滅危惧種）の生息情報があるが、起業地の状況から判断し、生息に及ぼす影響は小さいと判断されるとの回答を得ている。事業実施にあたって、希少野生動植物や水生生物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることや生息・生育に影響を及ぼさないよう十分配慮することとされている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業に係る起業地については、道の駅さくらの里きすき活性化整備事業という性格上、道の駅の周辺から候補地A（道の駅北東側。以下「申請地」という。）、候補地B（道の駅北側）及び候補地C（道の駅北西側）の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、道の駅に近いこと、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、災害時は道の駅の駐車場全域が利用制限の対象となることから、新たな避難場所を確保する必要があることや、通常時においてもランチタイムはほとんど満車になり、駐車待ちの車が駐車場の中をグルグルと回ること、不適切な位置に駐車されるなど安全性の課題が生じていること、これらの状況を考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（観光振興課）